

# 公 募 公 告

下記のとおり公告に付する。

## 記

### 1 公募に付する事項

- (1) 件 名 国際法務総合センターアジ研・法総研棟における給食施設  
(食堂)の運営業者
- (2) 募集者数 1社(者)
- (3) 食堂のジャンル レストラン

### 2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 外国人を対象とした研修施設への食事提供実績を3年以上有すること。
- (3) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同70条中、「特別な理由がある場合」に該当する。

- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (6) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (12) 下記4の企画案募集説明会に参加しない者は、原則として公募に参加できないものとするが、説明会に参加できない特段の事由がある場合には、企画案募集説明会当日(平成29年8月21日(月))の午前10時までに、下記3の申込先及び問合せ先まで申し出ること。

### 3 応募申込み

公募に参加する者は、下記4の企画案募集説明会当日の午前10時までに、次の申込先に来所又は電話により申込みを行うこと。

【 申込先及び問合せ先 】

東京都府中市晴見町1丁目26番地

国連アジア極東犯罪防止研修所

電話 042-333-4612

(ダイヤルイン, 担当: 事務局員 植木)

【 申込受付時間 】

平日 午前9時30分から正午まで、午後1時から同5時まで

4 企画案募集説明会

(1) 開催日時 平成29年8月21日(月) 午後3時から

(2) 開催場所 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号

国際法務総合センターアジア研・法総研棟 厨房及び食堂内

(3) 説明事項 業務の概要等に関する事項

5 企画提案書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のないものの企画提案書等は無効とする。

以上、公告する。

平成29年8月1日

国連アジア極東犯罪防止研修所事務局長 神 保 克 彦